

(第三種郵便物認可)

みやぎ

版15 (27)

+

平成18年(2006年)10月21日(土曜日)

障害者の負担

月額最大3万7000円増

自立支援法 施設退所の事例も 県影響調査

県は二十日、四月に施行した障害者自立支援法の影響調査(八月下旬～十月上旬)の結果を公表した。所得に応じて四段階に分かれている施設利用者の自己負担は、入所施設利用者が一カ月当たり平均一万五千～三万七千円、通所施設利用者は四千～二万三千円それぞれ増えていた。原則一割負担となったサービス利用料と食費、光熱費などの実費負担導入が響いている。

七百十七円増、低所得1(市町村民税非課税世帯、本人収入八十万円以下)一万六千八百四十九円増、低所得2(市町村民税非課税世帯)一万五千五百七十九円増、一般三万七千五百九円増だった。

また、総利用者約四千人のうち五十二人が施設を退所または利用回数の減少に追い込まれた。六月の調査では、七十三人だったが「利用者の事情

を精査した結果、数が減ったと思う」(県障害福祉課)という。調査は県内の身体的障害者の百二十七施設にアンケートを郵送、百二十一施設が回答した。回答率は95・3%だった。

自己負担額を支援法施行前後(三月と六月)で比較。入所施設では、生活保護受給世帯一万五千

通所施設は生活保護世帯四千七百七十円、低所得1一万七十五円、低所得2一万四千八十四円、一般二万三千二百二十七円それぞれ増えた。

サービス単価の引き下げや利用の抑制で各施設は減収しており、一カ月の減収額(六月)

は、入所施設で平均百六